

処 分 基 準

基準の名称	技能検定試験の停止、合格決定の取消等基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
職業能力開発促進法施行規則	7 1	技能検定試験の停止、合格決定の取消等
基 準 の 内 容		
知事は、技能検定の実技試験又は学科試験に関して、次の事項の一に該当する不正の行為があったときは、当該不正行為を行った者に対して、その試験を停止し、又はその試験の合格を取り消すものとする。（同法施行規則第71条） 1 試験の実施中に不正を犯したとき。 2 試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報の提供を求め、かつ、これを受けたとき。 3 受検申請書に、学歴、訓練歴、職歴、その他受検資格又は免除資格に関係ある経歴を偽って記入し受検したとき。 4 その他受検に関して不正行為があったとき。		